

八尾市いじめ防止基本方針

令和3年（2021年）3月
八尾市

はじめに	1
I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項.....	2
1 「いじめ防止対策推進法」の制定と「八尾市いじめから子どもを守る条例」の制定及び「いじめから子どもを守る課」の創設の意義.....	2
(1) いじめ防止対策推進法の制定	2
(2) 八尾市いじめから子どもを守る条例制定の意義	2
(3) 「いじめから子どもを守る課」の創設の意義.....	3
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	3
(1) いじめは絶対に許されない行為である.....	3
(2) いじめは全ての子どもに関係する問題である.....	4
(3) いじめの問題は地域社会全体で取り組まなければならない.....	4
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	4
(1) いじめの定義.....	4
(2) いじめの理解.....	6
(3) いじめの防止.....	6
(4) いじめの早期発見.....	7
(5) いじめへの対処	8
II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	11
1 市長部局* ¹ 及び教育委員会が実施する施策.....	11
(1) いじめの防止等のための組織（P. 20 概念図添付）及び役割.....	11
(2) 市として実施する施策	12
(3) 教育委員会として実施する施策.....	15
2 市立学校として実施する施策.....	16
(1) 市立学校の役割についての基本的な考え方	16
(2) 市立学校いじめ防止基本方針の基本的な内容.....	16
(3) 学校いじめ防止基本方針の運用.....	16
III 重大事態への対処.....	17
1 重大事態とは	17
2 重大事態が発生した場合の対処（P. 21 概念図添付）	18
(1) 報告	18
(2) 調査の主体と組織.....	18
(3) 調査結果の取扱いについて	18
(4) 市長への報告.....	18
(5) 市長による再調査について	19
IV 八尾市のいじめ防止対策を推進するための組織の概念図	20
1 八尾市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための組織の概念図.....	20

2	重大事態が生じた場合の対応概念図	21
3	市立学校におけるいじめ事象への対応概念図	22

【参考資料】

参考資料Ⅰ	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）	1
参考資料Ⅱ	八尾市いじめから子どもを守る条例（令和2年八尾市条例第38号） ..	8
参考資料Ⅲ	八尾市教育委員会から市立学校に対する指示事項	10
参考資料Ⅳ	いじめのない環境づくりアンケート実施結果及び分析	18
参考資料Ⅴ	八尾市いじめ防止基本方針検討過程	27
参考資料Ⅵ	八尾市いじめ防止対策検討会議設置要綱第6条に基づいた関係者 ..	27
参考資料Ⅶ	八尾市いじめ防止対策検討会議設置要綱	28

はじめに

いじめの問題が大きな社会問題となる中、平成 25 年 6 月 28 日「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」が公布され、同年 9 月 28 日に施行された。この法律に基づき、かつ平成 25 年 10 月 11 日に文部科学省が策定した「いじめ防止等のための基本的な方針（以下国基本方針という。）」を参酌し、平成 27 年 5 月、八尾市においても「八尾市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）」を策定し、八尾市の児童生徒が、いじめによって、辛く苦しい思いをすることがないように、市（教育委員会含む）は、市立学校、家庭、地域住民、その他あらゆる関係者の連携のもと、社会全体でいじめの問題を克服していくため、取り組んできたところである。

その後、平成 29 年 3 月 14 日に国基本方針が改定され、同時に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「不登校重大事態に係る調査の指針」や平成 26 年 7 月改定の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」が策定された。また、本市においては、いじめから 18 歳未満の全ての子どもを守るため、弁護士等の専門職を配置する市長直轄組織として、「いじめから子どもを守る課」を創設するとともに、令和 2 年 10 月には、「八尾市いじめから子どもを守る条例（以下「条例」という。）」を公布施行した。こうした内容を反映するため、市基本方針を改定するものである。

この改定では、いじめ防止対策の現状を踏まえ、市長部局と教育委員会が連携して取り組み、さらに地域の代表の方や専門家等のご意見もいただき、検討を重ねた。また、子どもたちの声を反映させるため、八尾市立学校の児童会・生徒会の役員へのアンケート調査を実施した。

市基本方針では、市立学校の児童・生徒への対応が中心となるが、オール八尾市として、18 歳未満の全ての子どもをいじめから守るため、改定するものである。

これにより、子どもたちを取り巻く社会状況がますます複雑化、多様化、深刻化する傾向にあるいじめの問題について、未然防止や早期発見に向けて、引き続き全力で取り組んでいくものである。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 「いじめ防止対策推進法」の制定と「八尾市いじめから子どもを守る条例」の制定及び「いじめから子どもを守る課」の創設の意義

(1) いじめ防止対策推進法の制定

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、いじめの問題への対応にあたっては、国や地方公共団体を含め、教育委員会、学校、保護者、地域住民その他あらゆる関係者の力も積極的に取り込みながら、総合的かつ効果的な取組の推進が求められている。

この法律は、いじめの防止等（法においては、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に制定されたものである。

(2) 八尾市いじめから子どもを守る条例制定の意義

条例は、法を踏まえながら、市として、子どもの権利を尊重し、いじめの防止等（本市条例においては、子どものいじめの防止、早期発見、対処及び解決をいう。条例第1条）の施策を進めていく基本姿勢を示すとともに、いじめの防止等に取り組む組織を設置して、将来にわたって全ての子どもをいじめから守り、市全体で施策を推進していくため制定された。

これまで、法及び改定前の市基本方針においては、「学校」を八尾市立学校と規定していたが、条例においては全ての子どもをいじめから守っていく趣旨から、「市立学校」と「学校等」(*)と定義することにより、八尾市立学校在籍の児童生徒だけではなく、市外や民間の施設等に在籍する八尾市の18歳未満の全ての子どもを対象とした。

※条例の対象での「市立学校」（条例第2条）は、八尾市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年八尾市条例第40号）に規定する小学校及び中学校並びに八尾市立義務教育学校設置条例（平成30年八尾市条例第36号）に規定する義務教育学校を意味している。なお、令和3年3月31日までは、八尾市立幼稚園設置条例（昭和40年八尾市条例第10号）に規定する幼稚園も含んでいる。

※条例の対象での「学校等」(条例第2条)は「学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設をいう。」として規定している。

(3) 「いじめから子どもを守る課」の創設の意義

令和2年4月に18歳未満の全ての子どもをいじめから守るため、市長直轄組織として、「いじめから子どもを守る課」が創設された。

これは、いじめの防止、早期発見、対処及び解決をめざし、相談チャンネルをさらに多くし、専門性のある相談員を配置することで、市として取組をこれまで以上に進めていくもので、市長部局と教育委員会が一層連携した中でいじめの防止等の施策を推進していくため、創設されたものである。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市では、条例において、「子どもの最善の利益のため」をいじめの防止等の基本理念として規定した。いじめの防止等に向けて、子どもの利益を最優先に考え、施策を実施していく。

子どもの最善の利益のため、いじめの防止等(子どものいじめの防止、早期発見、対処及び解決をいう。以下同じ。)の基本理念を定め、市及び市長の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等の施策の基本となる事項を定めることにより、全ての子どもが安心して生活し、健やかに育つことができる地域社会を実現することを目的とする。(条例第1条)

いじめが子どもの教育を受ける権利及び心身の健やかな成長を保障される権利を侵害するものであり、決して許される行為ではないとの認識のもと、子どもの利益を最優先に、いじめの防止等の施策を実施しなければならない。(条例第3条)

(1) いじめは絶対に許されない行為である

全ての大人は、いじめは、「重大な人権侵害事象であり、絶対に許されない卑怯な行為である」との認識を持ち、いじめの防止等の対策は、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることが大切である。

(2) いじめは全ての子どもに関係する問題である

いじめは、いつでもいかなる子どもにも関係する問題であり、全ての子どもが安心して生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることが必要である。

その際、子どもの利益を最優先に、子どもがお互いの違いを認め合い、自分や他者の気持ちを尊重し、対等で豊かな人間関係を築くことにより、いじめの克服をめざしていくことが必要である。

また、そのためには、市立学校が進めてきた人権教育や道徳教育をさらに充実させ、仲間とより良い関係を築き、協力し合うことのできる児童生徒の育成や規範意識の高い児童生徒の育成をめざすなど、自他の人権を尊重する児童生徒の育成が必要である。

(3) いじめの問題は地域社会全体で取り組まなければならない

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた子どもの生命・心身の安全を確保することが何よりも重要であることを認識しつつ、いじめを学校だけの問題として捉えるのではなく、市長部局、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、それぞれの立場からその役割を果たし、一体となって、いじめの問題を克服することをめざして取り組むことが必要である。

特に、八尾市では、「一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進」をまちづくりの取組方向（政策）のひとつとして掲げた「八尾市第6次総合計画」を策定する他、「八尾市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、人権尊重の社会づくりに努めてきている。その実績を踏まえ、地域社会全体が、地域協働の活動等を通じて、大人同士がつながり、子どもたちと関わることで、いじめを許さないまちづくりにつなげていくことが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

法と条例では、「いじめ」の定義を以下のように規定している。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

「いじめ」とは、子どもに対し、当該子どもが在籍する学校等に在籍している等当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子ども

が心身の苦痛を感じているものをいう。(条例第2条第1項第1号)

- ・いじめの認知にあたっては、子どもの直接的な訴えや日常の観察によるトラブルや不審な言動のほか、市立学校が実施するアンケートによる訴えなどにより、積極的に認知する必要がある。
- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、本人がそれを否定する場合も多々あることを踏まえ、いじめられた子どもの立場に立って、当該子どもの表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
ただし、このことは、いじめられた子どもの主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた子ども本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。
- ・「一定の人的関係」とは、同じ学校・学級や部活動の子どもや、塾やスポーツクラブ等当該子どもが関わっている仲間や集団（グループ）など、学校の内外を問わず、当該子どもと何らかの人的関係をさす。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。また、外見的にはけんかや言い合いやふざけあい等、対等な関係性の中での出来事のように見えることでも、見えないところで被害が発生している場合もあるため、事象の背景にある事情の調査を行い、いじめられた子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

(具体的ないじめの態様として示されているもの)

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合がある。子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合においては、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめの理解

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを理解する必要がある。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあることを認識する必要がある。
- ・いじめは、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば仲間意識に起因する排他性、集団内での人間関係の序列化など）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解（いじめを見て見ぬふり）を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように取り組むことが必要である。

(3) いじめの防止

①市立学校でのいじめの防止

- ・市立学校及び教職員は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒の人権意識を高め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土づくりを推進する。
- ・市立学校及び教職員は、児童生徒に対し、「いじめは、絶対に許されない卑怯な行為である」との理解を促すとともに、児童生徒がいじめの問題を自分事として捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、主体的に行動できるよう、「脱いじめ傍観者教育」等の取組を通じて、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・「発達障がいを含む、障がいのある児童生徒」「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」「性同一性障がいや性的指向・性自認にかかわる児童生徒」「新型コロナウイルスに感染した児童生徒または家族が感染した児童生徒」など、市立学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の実態を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・いじめの背景にストレス等の要因があることに着目し、全ての児童生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを推進する。授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたい分りやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人ひとり

が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。児童生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを推進する。

②いじめの防止に向けた家庭の役割

- ・保護者は、いじめを許さない心と態度を育てるために、家庭の温かな人間関係の中で、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むよう努めることが重要である。
- ・他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もあることから、それぞれの保護者が果たすべき役割を自覚し責任ある行動をとることが重要となる。
- ・いじめられた場合の相談相手を「家族」と答えた児童生徒が、最も多い（「児童生徒アンケート調査」より）ことから明らかなように、家庭内でのコミュニケーションは重要である。そのため、保護者は、日頃から子どもが悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが重要である。
- ・子どもの実態を把握するためには、幅広いネットワークが必要である。そのため、保護者は、学校の行事や町会活動、こども会活動等の地域行事に自らも積極的に参加するなど、保護者間や地域の中での人間関係の構築に努めることが重要である。

③いじめの防止に向けた地域の役割

- ・地域住民は、「地域の子どもは地域で守り、地域で育てる」という意識のもと、地域協働の活動をとおして、地域で子どもが孤立しないために見守り、子どもたちがいきいきと活動することのできるまちづくりに努めることが重要である。
- ・地域住民は、地域の一員として、学校、PTAや校区まちづくり協議会、地区福祉委員会、自治振興委員会などとの連携だけではなく、さらに必要に応じて、警察、民生委員児童委員協議会、青少年育成連絡協議会などの関係機関等とも連携し、社会全体で人権を尊重し、いじめをなくす取組を推進するよう努めることが重要である。

(4) いじめの早期発見

①大人が子どもの変化に気づく力を高める

- ・いじめの早期発見については、全ての大人が連携し、子どものささいな変化に気づく力を高めることが必要である。

- ・いじめは大人が把握しにくい時間や場所で行われたり、遊びと称して行われるものやふざけあいを使って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを軽視したり、見て見ぬふりをしたりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

②子どもが訴えやすい体制を整える

- ・市立学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(5) いじめへの対処

①市立学校における被害者の安全確保とケア

- ・いじめ又はいじめの可能性のある事案が確認された場合、市立学校は直ちに、教職員が連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保しなければならない。
- ・市立学校及び教職員は、いじめを受けた児童生徒の心のケアを行うため、保護者との連携はもとより、必要に応じ関係機関との連携を行うことが必要である。

②市立学校における事実確認及び組織的な対応

- ・校長は、「いじめ対策委員会」を校内組織に位置づけ、市立学校及び教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、いじめやいじめが疑われる事案が生じた場合は、速やかに組織的対応を行う。
- ・市立学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに市立学校の「いじめ対策委員会」に対して、当該いじめに係る情報を報告し、担任等特定の教職員が、情報を抱え込むことのないよう学校がチームとして市立学校の組織的な対応につなげなければならない。
- ・市立学校及び教職員は、まず、関係する児童生徒からの聴取等により事実確認を丁寧に行い、「いじめ対策委員会」において、情報を集約し、関係児童生徒に対する指導等、適切な対策を講じることが必要である。
- ・市立学校及び教職員は、事案のアセスメントとプランニングや組織対応における情報共有のために、聴取内容や事実経過について記録化する必要がある。その際、記録は個人情報保護及び守秘義務の観点に配慮し、一元的に管理する必要がある。
- ・市立学校は、家庭や教育委員会への連絡・相談を行うとともに、事案に応じ、スクール

ロイヤーやスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の外部専門家や関係機関との連携が必要である。

- ・市立学校及び教職員は、休業日を除き連続して7日以上欠席した児童生徒のうち、特に児童生徒間トラブルを理由としているものについては、いじめの可能性も視野においてより丁寧な対応を行うことが必要である。

③市立学校におけるいじめ解消の定義

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

【1】いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間は、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市立学校の設置者又は市立学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

【2】被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。市立学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する責任を有する。

- ・市立学校及び教職員は、いじめが解消されたように見える場合においても、時間をおいて再発する場合やより巧妙に見えにくく行われていることがあることを認識し、当該子どもへの継続的な指導やケアはもとより、保護者の心情を理解し、必要に応じて専門家による行動観察を行い、内面把握に努める。また、学級・学年・学校全体に対しても継続した指導を行うことが必要である。

④外部専門家や関係機関との連携

- ・市立学校は、いじめの問題への対応において、児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導において十分な効果を上げることが困難な場合などには、教育委員会事務局や市長部局の関係課（「いじめから子どもを守る課」等）、外部専門家（スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）や関係機関（警察、子ども家庭センター、医療機関、法務局等）との適切な連携が

必要である。そのためには平素から外部専門家や関係機関の担当者同士の連携や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

⑤地域や家庭での対応

地域社会全体で子どもを見守り健やかな成長を促すためには地域や家庭の協力が重要である。

- ・保護者は、子どもにわずかでも変化が見られるなどいじめの兆候を発見したときは、子どもに問いかけるとともに、学校等に相談するなど、迅速な対応に努めることが重要である。
- ・地域住民は、子どもの様子にいじめと疑われるような気になる行為を見かけたときは、その場で声をかける等、いじめを見過ごさないという姿勢を示すとともに、学校等へ通報する等、適切な措置をとることが必要である。

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。(法第9条第1項)

Ⅱ いじめの防止等のための対策に関する事項

1 市長部局*¹及び教育委員会が実施する施策

(1) いじめの防止等のための組織 (P. 20 概念図添付) 及び役割

① 八尾市いじめ防止対策検討会議 (設置：八尾市、事務局：いじめから子どもを守る課)

- ・いじめから子どもを守る課長が座長、教育委員会事務局人権教育課長が副座長となり、会議を開催し、市長部局と教育委員会との円滑な連携を図り、各部局が行ういじめの防止等のための対策についての連絡及び調整を行い、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進する。
- ・PDCA サイクル*²に照らし、市基本方針の定期的な検証を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・いじめ防止対策について、背景にある課題等、関係部局での連携した対応が必要と認められる場合、検討会議を開催し、協議し、課題の解決に向けた調整を行う。

②八尾市いじめ問題対策連絡協議会 (設置：八尾市教育委員会、事務局：人権教育課)

- ・法第 14 条第 1 項に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を推進するための必要な協議及び連絡調整を図るため、「八尾市いじめ問題対策連絡協議会」を条例で設置する。
- ・「八尾市いじめ問題対策連絡協議会」は、市長部局・教育委員会の他関係行政機関の職員、関係団体を代表するもの及び学識経験者等で構成する。

③いじめ・不登校対策研究委員会 (設置：八尾市教育委員会、事務局：学校教育推進課*)

*令和 3 年 4 月 1 日から

- ・いじめ問題対策の連絡及び調整を行い、いじめ防止対策を実効的に推進する。
- ・「いじめ・不登校対策研究委員会」は、八尾市小・中学校生活指導研究協議会、八尾市教育研究会生活指導研究部会、臨床心理士、教育委員会事務局で構成し、その他、教育委員会が必要と認めるものを出席させることができる。

*¹「市長部局」とは市の執行機関としての「市長」の指揮監督を直接受け、人事権が一般職員にまで及ぶ部局のことです。

*²「PDCA」サイクルとは、①Plan (計画) ②Do (実行) ③Check (評価) ④Action (改善) の 4 段階の活動を繰り返し行うことを基本とし、一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて次の計画へ生かしていくこと。

④いじめ対応支援チーム（設置：八尾市教育委員会、事務局：人権教育課）

- ・市立学校対応のみでの解決が困難な事象や教育委員会が必要と認める事案を解決するため、「いじめ対応支援チーム」を設置する。
- ・「いじめ対応支援チーム」は、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成し、事象の解消に向けて、市立学校への支援を行う。

⑤八尾市いじめ調査委員会（設置：八尾市教育委員会、事務局：人権教育課）

- ・法第 28 条に基づき、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、教育委員会の附属機関として「いじめ調査委員会」を条例で設置する。
- ・「八尾市いじめ調査委員会」は、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成し、重大事態の事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・調査結果については、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供するとともに、教育委員会を通じて市長に報告を行う。

⑥八尾市いじめ再調査委員会（設置：八尾市、事務局：いじめから子どもを守る課）

- ・市長は、上記⑤の八尾市いじめ調査委員会からの報告に係る当該重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- ・法第 30 条に基づき、市長の附属機関として「八尾市いじめ再調査委員会」を条例で設置する。
- ・「八尾市いじめ再調査委員会」は、上記⑤の八尾市いじめ調査委員会とは別に、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成し、重大事態の事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、情報を適切に提供する。

（2）市として実施する施策

市として、子どもの権利を尊重し、いじめの防止等の施策を進めていく基本姿勢を示し、将来にわたって 18 歳未満の全ての子どもをいじめから守るため制定した条例の規定に基づき、実施する施策を、以下のとおり具体的な方針として、示すものである。

① 市及び市長^{*3}の責務

- ・市として、総合的な視点で必要ないじめの防止等のための組織や人員等の体制を整備し、いじめの背景にある課題の解決に向け、調整を行うとともに、いじめの防止等の施策や財政上の措置等総合的に調整を行い、実施していく。
- ・市長は、教育委員会、市立学校、保護者、市民、児童相談所や法務局、子どもの関係団体等といじめの防止等の対策において、連絡調整を行うなど、積極的に連携し、取組を進めていく。

市は、前条に規定する基本理念にのっとり、いじめの防止等のために必要な体制を整備し、必要な施策を総合的に実施しなければならない。(条例第4条第1項)
市長は、教育委員会、市立学校、保護者、市民及び関係機関等と連携を図り、いじめの防止等に取り組まなければならない。(条例第4条第2項)

②啓発及び広報

- ・市は、市や市立学校だけでなく、家庭・地域などでのいじめの防止等への取組を推進する必要があることから、地域社会全体に対して啓発及び広報を行う。保護者や全ての市民に対して、ホームページや市の広報誌、ポスター、チラシなどで啓発を行っていくとともに、子どもに対しては、啓発カードの配付等により、啓発活動の推進に努める。
- ・人権学習の講座や地域での研修等を活用して、地域社会全体で啓発の取組を促進する。

市は、地域社会全体でいじめの防止等への取組を推進するため、子ども及び保護者並びに市民に対し、いじめの防止等の啓発及び広報を行う。(条例第6条)

③相談体制の整備

- ・いじめを見逃さないために、市立学校や教育委員会とは別のチャンネルとして、専門的知識を有する職員(弁護士、心理士等)を活用した相談窓口を「いじめから子どもを守る課」に設置し、市の広報誌やホームページ、ポスター、チラシ、啓発カード等で周知し、できる限り間口を広げ、幅広く子どもや保護者の相談に対応していく。
- ・「いじめから子どもを守る課」への相談については、速やかに教育委員会等にいじめの事実の有無を確認し、適宜、教育委員会、市立学校、関係機関等と協議等を行っていく。いじめへの対処及び解決に向けては、常に子どもに寄り添い、迅速かつ適切な対応を行う。

^{*3} 「市」とは、地方公共団体としての法人としての「市」を意味するもので、市の執行機関としての「市長」の他、教育委員会を始めとする行政委員会も含めた「地方公共団体全体の機能」を示すものです。

- ・個別のいじめ事案について、背景に福祉的課題がある等、必要と認める場合において、庁内関係課等と連携及び協議して、課題解決に向けた対応を行う。
- ・教育委員会と連携しいじめの防止等の取組を進めていくため、いじめから子どもを守る課と教育委員会（事務局）は、定期的に協議（定例協議）を行い、いじめに関する相談窓口寄せられた案件及び市立学校で解決に一定期間を要している案件等の情報共有を行い、必要に応じて、「いじめから子どもを守る課」より助言等を行う。
- ・「いじめから子どもを守る課」では、相談を聴取し、専門的知識を有する職員等から助言等を行うとともに、必要に応じて、市立学校や関係機関等に相談内容を通知する。相談者がこの通知を望まないことを明らかにした場合は、相談者の意思を尊重して、通知は行わないが、相談の内容が、子どもの生命、身体又は財産を守るために緊急、かつやむを得ない時は通知を行う。
- ・「いじめから子どもを守る課」では、学校等や教育委員会とは、別チャンネルとしての相談窓口の役割を果たしていくため、相談窓口の周知に努めるとともに、子ども及び保護者並びに市民が安心して相談できるよう様々な相談手法を活用した相談対応を行っていく。

市長は、学校教育、心理学及び法律等の専門的知識を有する職員を活用して、いじめの防止等の相談体制を整備するとともに、子ども及び保護者並びに市民が安心して相談できる相談窓口を設置し、周知するものとする。（条例第7条第1項）

市長は、いじめに関する相談を受けたときは、いじめの事実の有無を確認し、教育委員会、市立学校及び関係機関等と協議等を行い、子どもの立場に立って迅速かつ適切な対応をするものとする。（条例第7条第2項）

市長は、相談を行った者に助言等を行うとともに、必要に応じて、学校等及び関係機関等にその相談の内容を通知する。ただし、当該相談を行った者が当該通知を望まないことを明らかにした場合は、子どもの生命、身体又は財産等の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときを除き、通知を行わないものとする。（条例第8条）

④いじめ防止基本方針の策定及び見直し

- ・市基本方針については、市として策定し、いじめ防止対策検討会議において、定期的に具体的な取組状況を検証し、必要に応じて、見直しを行っていくものとする。
- ・市基本方針を新たに策定した時、また見直しを行ったときは、これをホームページ等で速やかに公表する。

市は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 12 条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（次項において「市基本方針」という。）を策定し、定期的に具体的な取組の状況の検証を行い、必要に応じて、その見直しを行わなければならない。（条例第 5 条第 1 項）

市は、市基本方針の策定又は見直しを行ったときは、これを公表しなければならない。（条例第 5 条第 2 項）

⑤市立学校以外の学校等への協力要請

- ・「八尾市いじめから子どもを守る条例」は、18 歳未満の全ての子どもを対象としていることから、市のいじめの防止等の施策について、市立学校以外の学校等の設置者又は管理者に協力を求めることができることを規定しており、市のいじめの防止等の施策の広報啓発や相談を受けた内容について、必要に応じて、協力を依頼する。

市長は、市立学校以外の学校等の設置者又は管理者に対して、市のいじめの防止等の施策について協力を求めることができる。（条例第 10 条）

⑥就学前教育について

- ・就学前教育においては、就学前の子どもへのいじめの防止に向けて、幼児期の教育で発達段階に応じて、幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう取組を促す。

(3) 教育委員会として実施する施策

- ・いじめの防止等に向け、児童生徒を指導する教職員の資質の向上を図るため、職責に応じた研修を計画的に実施する。
- ・市全体の児童生徒の状況を継続的に把握するため、教育委員会によるアンケート調査を定期的実施する。
- ・教育委員会は、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。
- ・いじめ事象が発生したとの報告を受けた場合、いじめを受けた児童生徒の心のケアを最優先に考慮し、臨床心理士等の派遣を行う。また、必要に応じ、指導主事や市の「いじめから子どもを守る課」、外部専門家（スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）、スクールサポーターによる支援等を行い、解決に向けた対応に努める。
- ・インターネットを通じて行われるものを含め、いじめについて、必要に応じ関係機関と

も連携しながら、市立学校に必要な情報提供を行うとともに、早期解決に向けた指導と助言を行う。

- ・重大事態に関する調査委員会の設置を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針の検証と改善に必要な指導と助言を行う。
- ・いじめの防止等の取組に必要な施策を講じるとともに、いじめ防止に必要な措置を講じる。

2 市立学校として実施する施策

(1) 市立学校の役割についての基本的な考え方

- ・市立学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、校長のリーダーシップのもと、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、組織体制を確立し、教育委員会と連携の上、市立学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(2) 市立学校いじめ防止基本方針の基本的な内容

- ・市立学校は、いじめの防止等の取組について国及び市基本方針を踏まえ、基本的な方針や内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。
- ・学校いじめ防止基本方針には、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」「重点項目」「保護者や地域との連携のあり方」「関係機関との連携のあり方」等、具体的な取組を示す。

(3) 学校いじめ防止基本方針の運用

- ・市立学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置くものとする。
- ・いじめに対しては、市立学校が組織的に対応することが重要であり、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家、その他保護者、学校評議員、民生委員児童委員・主任児童委員などの地域関係者との連携のもと対応する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組を実施し、必要に応じて、指導計画の見直しなど、PDCA サイクルに照らし合わせた検証等を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針に、年間を通じたいじめの早期発見、事案対処、校内研修等の取組を位置付け、教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるよう、各市立学校に対して必要な指導・助言を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針について、児童生徒・保護者に対して、いじめの防止等の取組についての基本的な方針や内容について説明し、理解を求めるとともにホームページ

に掲載する等周知を図る。

Ⅲ 重大事態への対処

1 重大事態とは

- 1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (法第 28 条第 1 項 1 号 2 号)

いじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わる重大な事態が、本市だけでなく全国的に生起している。

こうした事態が発生した場合には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成 29 年 3 月 文部科学省)に基づき第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されることのないよう対策を講じることが必要である。

そのため、市長部局、教育委員会事務局及び市立学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要がある。

＊「生命、心身又は財産に重大な被害」の想定されるケース

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

＊「相当の期間」とは

国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としているが、日数だけでなく、児童生徒の個々の状況を十分に把握した上で判断する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったときは、その時点で市立学校が「いじめの結果でない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたる。

なお、児童生徒が自殺を企図した場合、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、それぞれ「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」、「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき調査等にあたる必要がある。

2 重大事態が発生した場合の対処 (P. 21 概念図添付)

(1) 報告

重大事態が発生した場合、市立学校は、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。報告を受けた教育委員会は、法第 30 条第 1 項に基づき、事態発生について市長に報告する。

(2) 調査の主体と組織

アンケート調査の実施その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

【市立学校が主体となって調査を行う場合】

- ・市立学校に常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査を行う。教育委員会は、指導主事の派遣等、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

【教育委員会が主体となって調査を行う場合】

- ・市立学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や市立学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を行う。
- ・教育委員会が行う場合は、教育委員会内に設置された附属機関「八尾市いじめ調査委員会」が行う。

(3) 調査結果の取扱いについて

- ・市立学校が主体となって調査を実施した場合、校長は調査結果について速やかに市教育委員会へ報告する。また、保護者が調査を不要とした場合についても、その旨を市教育委員会へ報告する。
- ・教育委員会又は市立学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して調査によって明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は市立学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

(4) 市長への報告

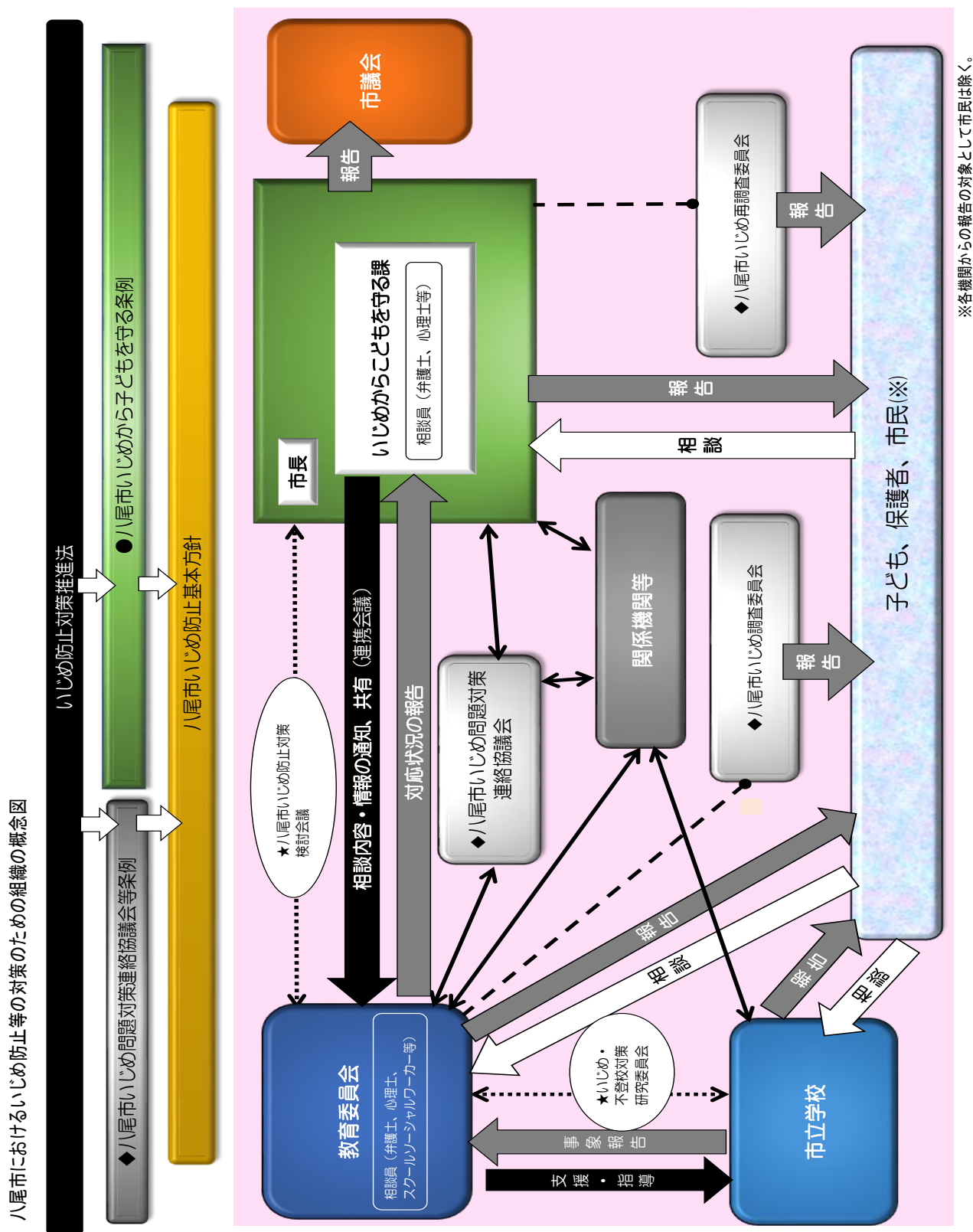
- ・教育委員会は、調査結果について市長に報告する。

(5) 市長による再調査について

- ・教育委員会から重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項により、八尾市いじめ調査委員会による調査の結果について再調査を行うことができる。
- ・市長が再調査を行う場合は、市長部局内に設置された附属機関「八尾市いじめ再調査委員会」が行う。(八尾市いじめ問題対策連絡協議会条例第11条)
- ・市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該再調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、教育委員会においては、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、人的体制の強化、市長部局においては、必要な教育予算の確保や児童福祉等の観点からの対応など必要な措置を講ずる。
- ・再調査を行ったとき、市長は、法第30条第3項に基づき、その結果を市議会に報告する。報告内容については、個々の事案に応じて判断する必要があり、特に、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

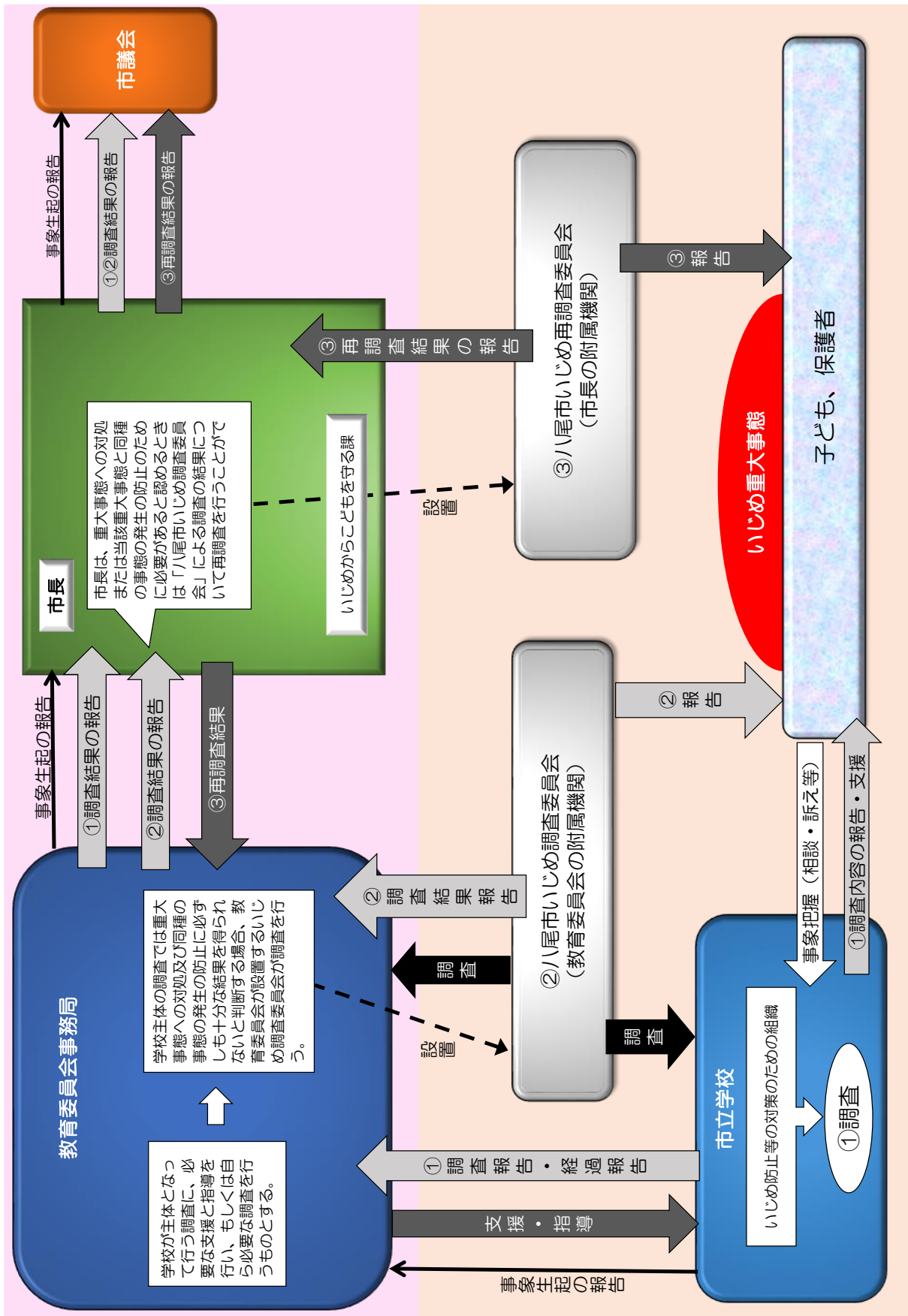
IV 八尾市のいじめ防止対策を推進するための組織の概念図

1 八尾市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための組織の概念図

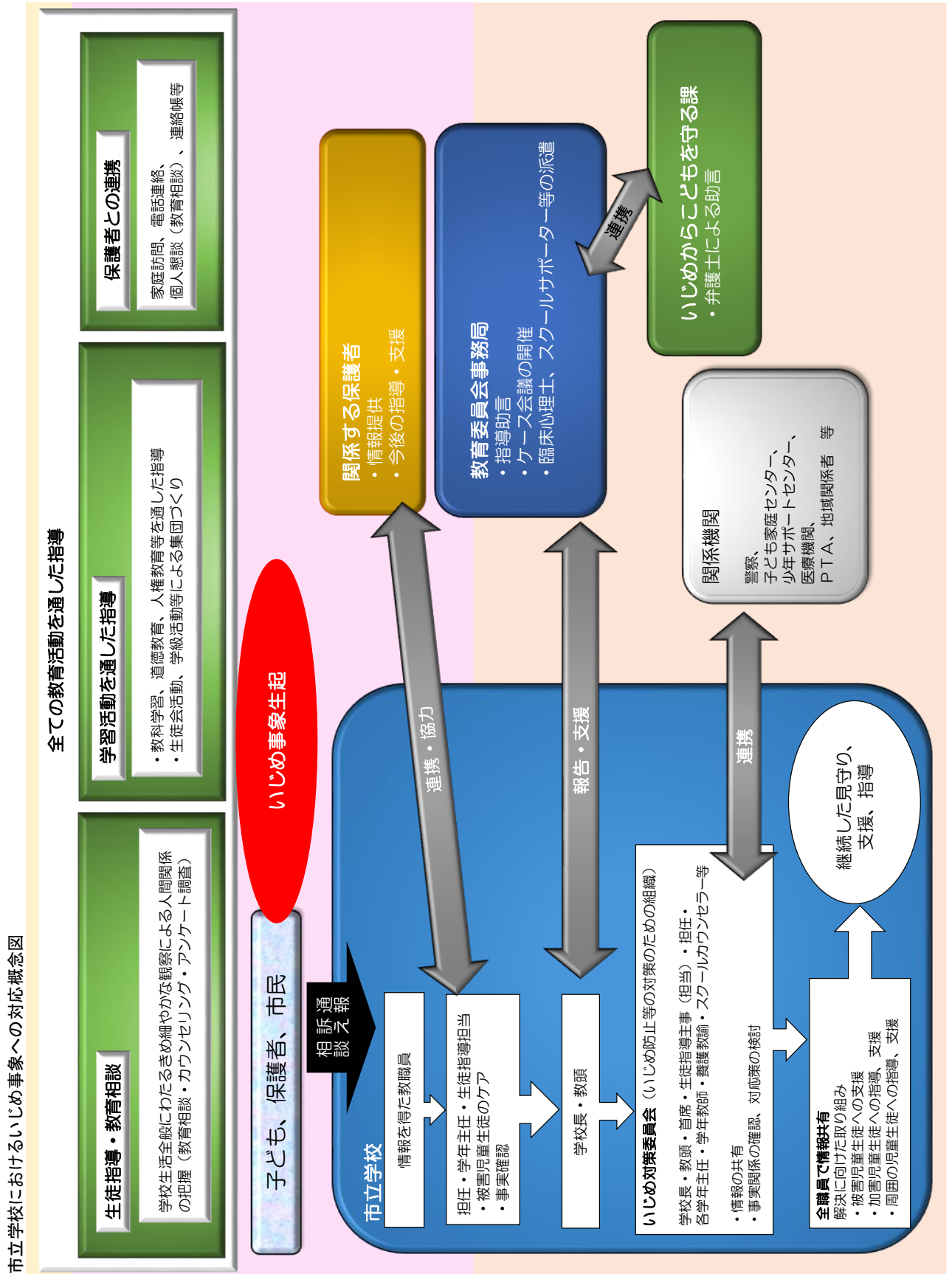


2 重大事態が生じた場合の対応概念図

重大事態が生じた場合の対応概念図



3 市立学校におけるいじめ事象への対応概念図



■八尾市いじめ防止基本方針

令和3年（2021年）3月発行

発行者 八尾市 いじめから子どもを守る課

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

TEL：072-924-4008 FAX：072-924-4010

電子メール ijime-mamoru@city.yao.osaka.jp

刊行物番号 R2-201